

平成 25 年 4 月 11 日

各位

会社名	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名	代表取締役社長 小澤 洋 介 (コード番号：7774 JQ)
本店所在地	愛知県蒲郡市三谷北通 6 丁目 209 番地の 1
問合せ先	取締役経営管理部長 大 林 正 人
電話番号	0 5 3 3 - 6 6 - 2 0 2 0 (代表)

自家培養軟骨ジャック®：保険適用に関する留意事項について

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（本社：愛知県蒲郡市、代表取締役社長：小澤洋介）は、平成25年3月29日付厚生労働省告示第102号にて、平成25年4月1日から新たに保険適用となりました当社自家培養軟骨ジャックについて、本日、厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官より発出された保険適用に関する通知（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について；保医発0329第4号、平成25年3月29日付）を入手しました。当該通知により、自家培養軟骨ジャックの保険適用に条件が付与されることになりましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

本留意事項が当社の事業計画に与える影響は、軽微であると考えております。今後当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

記

【特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項（概要）】

ヒト自家移植組織

イ 自家培養軟骨

- a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm²以上の軟骨欠損部位に使用する場合にのみ算定できる。
- b 使用した個数、大きさに係わらず、所定の価格を算定する。
- c 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は（中略）様式により提出すること。
 - i CT撮影及びMRI撮影の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - ii 運動器リハビリテーション料(I)又は運動器リハビリテーション料(II)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - iii 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を年間100症例以上実施していること。
 - iv 整形外科の経験を5年以上有しており、関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を術者として100症例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - v 所定の研修を修了している常勤の整形外科の医師が1名以上配置されていること。
- d ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を添付すること。

以上

【本プレスリリースに関するお問合せ先】

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

経営管理部総務課

TEL：0533-66-2020 FAX：0533-66-2019